

福祉用具購入費支給申請書の『福祉用具が必要な理由』の記入方法について

ご提出いただく前に下記の＜記入上の注意点＞に留意して記入されているか確認していただきますようお願いいたします。

福祉用具購入費の給付はあくまでも必要な場合にその必要性が認められた場合に限り給付されるものです。(介護保険法44条2項より) その必要性は日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活の自立を助けるためのものでなければなりません。よって、理由書の「福祉用具が必要な理由」部分には、その福祉用具がなぜ必要なのか、単に「不安定・困難」や「転倒の予防、安全・安心にできるようにするため」等ではなく、何がどのように不安定・危険なのか、本人の身体状況から具体的にどのような支障が生じているのか、その福祉用具が本当に必要なのかどうか(本人の自立支援のために必要なものか)、実際の状況を読み取ることができるように具体的な理由をご記入いただく必要があります。

＜ 記入上の注意点 ＞

1. 利用者の現在の身体状況（原因となる疾病やADLの状態等）

2. なぜ今回その商品（福祉用具）を購入したか

※複数の用具を購入した場合には、購入した商品ごとに理由をご記入下さい。

- ① 福祉用具が無い状況では、本人はどのような動作となっているのか
それによってどのような支障が生じているのか
- ② 購入した福祉用具を使用すると、困難な状況がどのように改善できるのか

※ 2については購入した商品の使用に係る動作についての内容をご記入下さい。

例) 入浴補助用具（入浴用いす）であれば洗い場での立ち座りや座位保持等に関する各動作。

例) 入浴補助用具（浴槽内いす）であれば浴槽内での立ち座りや座位保持等に関する各動作。

例) 腰掛便座であれば排泄時に関する（立ち座り、排泄・拭き取り、移動、移乗等の）各動作。

お手数をおかけしますが制度の適正な運営のためご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。